

京都市ケアラー支援条例（仮称）に関する主な御意見と本市会の考え方

※ 御意見を趣旨ごとに分類したうえで、「その他」に分類されるものを除き、件数の多い区分の順に記載しています。また、市民意見募集でいただいた御意見を踏まえ、市民意見募集における条例素案から修正した部分については、ゴシック体で記載しています。

1 条例名（題名）について 計 23件

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	【「ケアラー」という言葉になじみがない】 <ul style="list-style-type: none"> ケアラーという言葉になじみがなく、分かりにくい。 一見して何の条例か分からない。 「ケア」「ケアラー」などの言葉を浸透させることが必要だと思う。 など 	7	「ケアラー」という言葉やその存在については、社会的な認知をより広めていく必要があり、本条例の制定もその一助となるものと考えています。 また、条例制定後も周知に努めてまいります。
2	【題名が長い】 <ul style="list-style-type: none"> 題名が長い。 「京都市ケアラー支援条例」というシンプルな条例名の方が分かりやすい。 短めのサブタイトルが欲しい。 など 	5	略称の使用も含め、条例の周知に関しては工夫して実施してまいります。
3	【肯定的な意見】 <ul style="list-style-type: none"> 適切な条例名だと思う。 など 	4	—
4	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 「ケアラーが孤立せず、自分らしく生きられる社会をつくるための包括的支援等に関する条例」 「京都市ケア＆ケアラー支援条例」 など 	7	御意見にある文言や趣旨については、前文や本則に盛り込んでいます。

2 条例の前文について 計 46件

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	【用語の説明が必要】 <ul style="list-style-type: none"> 「ケア」、「ケアラー」の用語の意味の説明を入れてほしい。 など 	6	冒頭の段落で、「ケア」について説明したうえで、ケアを担う者を「ケアラー」と説明することで、用語の意味を分かりやすくしました。
2	【ケアラーの多様性】 <ul style="list-style-type: none"> ワーキングケアラーやダブルケアラーなどについても触れてほしい。 若者ケアラーへの支援をぜひ課題として取り上げてほしい。 ケアラーの多様性への認知が広がることが重要。 など 	5	御意見を踏まえ、様々な属性のケアラーの例を挙げ、ケアラーの多様性について言及しました。
3	【肯定的な意見】 <ul style="list-style-type: none"> 京都の特徴を踏まえて書かれているのでよいと思う。 分かりやすい。 など 	4	—
4	【ケアを受ける人の視点】 <ul style="list-style-type: none"> ケアを受ける人の視点が全くない。ケアラーが自分らしく生活するとともにケアを受ける人も自分らしく生活すること、この共存が最も大切かと思う。 ケアラーとケアを受ける人双方の自己実現が明記されるとよい。 など 	4	ケアラーだけではなく、ケアを受ける人への支援も社会全体で行っていくことなどを盛り込みました。

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
5	【ケアラーの自己実現】 <ul style="list-style-type: none"> ケアラーが「ケアラー」の枠内に閉じ込められるような印象があるため、「自分らしくケアを担うことができる社会」という表現を「自分らしく生きることができる社会」にすべき。 ケアラーが自分自身の生き方を選ぶ権利があることを入れることが必要。 など 	4	御意見を踏まえ、「自分らしく生きる」という表現に修正しました。
6	【ケアラーへの社会的理解】 <ul style="list-style-type: none"> ケアラーである自覚がなく、実際には支援を求めているのに、その発想がないという場合も多い。その点に対する社会的理解を求めるような内容を前文に取り入れてもらいたい。 社会全体で支える風潮・制度を構築することは今後求められることだと思う。 など 	4	京都市として、ケアラーへの社会的理解の促進を図ることを盛り込んでいます。 また、本条例の制定が、社会全体でケアラーを支えていくという認識が広がっていく契機となると考えています。
7	【前文は不要又は冗長であるという意見】 <ul style="list-style-type: none"> 前文は不要ではないか。 冗長にならないようにすべき。 など 	3	前文を設けることで、本市のケアラー支援の推進に対する強い決意を表明しています。 また、成文化に当たっては、要素をできるだけ簡潔に盛り込みました。
8	【ケアの位置付け】 <ul style="list-style-type: none"> 介護、看護などの総称としてケアを市民のこころに定着できるような、そして現在、ケアをしている方の苦悩や辛さ、その一方でケアする喜びなどが伝わる前文にしてもらいたい。 この条例で一番伝えなければいけないことは、長いこと家族、とりわけ女性や、立場の弱い人に偏ってきた、ケアを担う人の問題である。 など 	3	御意見の趣旨のように、これまでやこれからの課題、それに対する本市の決意について盛り込んでいます。
9	【京都のケアに関する歴史】 京都のケアとケアラーに関する先駆的な活動の歴史は、ぜひ入れてほしい。 など	2	御意見を踏まえ、京都におけるケアやケアラーに関する先駆的な事業や活動について盛り込みました。
10	【家族の負担・孤立に関する意見】 <ul style="list-style-type: none"> 「ケアを受ける人々に対しても質の高いケアを提供することができる。」という表現は、家族、親族等が直接的にケアをすることを前提としているように受け取れる。 ケアラーが社会から孤立することなく、安心して生活することができる京都市を実現することが大事だと思う。「孤立」や「安心」というキーワードを盛り込んだ方がよい。 	2	御意見の趣旨を踏まえ、ケアを受ける人の家族等のみに負担が集中することなく、全てのケアラーが安心して生きることができる社会の実現を目指すという内容を前文に盛り込みました。
11	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 支援を求めることとその声を聴くことの大切さを入れてほしい。 「理念・目標」2行目の表現は「～すべき」ではなく「～とともに支えあう関係を築く」の方がよい。 など 	9	前文や本則で御意見の趣旨を盛り込んでいます。

3 条例の本則について 計 124件

(1) 第1条（目的）関係（6件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	【ケアラーの自己実現】 <ul style="list-style-type: none"> 「全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会」という表現があることは素晴らしい。 ケアされる人とケアラーが、生き生きと希望を持ちつつ、安心して暮らせることが大事だと思う。 など 	4	御意見の趣旨を第1条のほか前文やその他の本則において記載しています。
2	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 「自己実現」という言葉があいまいでわかりにくい。他の言葉で置き換えることが必要。 「もって全てのケアラーが、基本的人権を守られ健康で文化的な生活を営み、」としてはどうか。 	2	前文や第1条以外の本則において、御意見の趣旨を反映しています。

(2) 第2条（定義）関係（33件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	【若者ケアラー】 <ul style="list-style-type: none"> キャリア形成などに関わる人生の重要な移行期にある18歳以上の「若者ケアラー」についても条例に定義することが必要。 ヤングケアラーの定義を18歳以下としており、これでは大学生や専門学生を含まなくなる。学生も対象に含めてもらいたい。 など 	9	第2号において若者ケアラーの用語の意義に関する記載を追加しました。若者ケアラーの年齢の上限は、国の「子ども・若者育成推進法」における支援対象者の表記を参照しました。
2	【ケア、ケアラーの定義】 <ul style="list-style-type: none"> ケアの定義に「見守り」を含めてもらいたい。 ケアの定義に「知的障害」が含まれていない。 幼いきょうだいを世話をしているヤングケアラーは、定義に含まれていないのではないかと。 「アルコール依存症」「薬物依存症」や「ひきこもり」の家族のケアは含まれるのか。 など 	8	ケアの対象は広範なものであり、全ての場合を個別に列挙することは困難であるため、本条では、いただいた御意見を含めできるだけ多くの対象を含めるため、あえて表現を一般化・抽象化しています。そのうえで、御意見の内容も対象に含むものとして想定しています。
3	【ヤングケアラー】 <ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーの定義を18歳未満としているのは、18歳の高校生をヤングケアラーとして対象とせずに支援しないということか。 など 	4	支援の趣旨や内容に応じて、できる限り広くその範囲を捉えることができるように、ヤングケアラーの用語の意義は、「 <u>おおむね</u> 18歳未満の者」と規定しております。例えば第8条における支援の場面では、18歳の高校生も本条例における「ヤングケアラー」として取り扱われるべきものであると考えています。

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
4	【ケアラーの多様性】 <ul style="list-style-type: none"> ワーキングケアラー（ビジネスケアラー）の定義は不要なのか。 ケアに育児・子育てが入っていないので、入れた方がいいと思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	3	ワーキングケアラーをはじめ、前文で言及したケアラー以外にも多様な背景を持ったケアラーが存在していると認識しています。本条例では、第3条で「ヤングケアラー」、「若者ケアラー」の用語を、また第8条で「ヤングケアラー」の用語を用いているため、これらの条文における用語の適当な意義を示すものとして、本条（第2条）においてこれらの用語の意義を特に明らかにしていますが、個別に定義は置いていないケアラーも含め、もとより全てのケアラーが本条例の対象です。
5	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 第2条の定義に「こども支援」を加えてほしい。こども支援にはこども食堂、こどもの居場所づくり、不登校のこども相談、外国にルーツを持つこども達への支援、日本語教室などのボランティア活動が含まれる。 <p style="text-align: right;">など</p>	9	条例の趣旨を踏まえた具体的な支援に係る施策に関する御提案として、参考とさせていただきます。

(3) 第3条（基本理念）について（19件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	【肯定的な意見】 <ul style="list-style-type: none"> 素晴らしいと思う。 ケアラーの多様性に配慮すること。の条項が入っていることは非常にいい。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	—
2	【切れ目ない支援】 <ul style="list-style-type: none"> 18歳未満ではない若い学生なども支援対象であるという文言を追加し、これらの者にもヤングケアラーと同様の支援が図られるようにするべきである。また、これらの者を指す「若者ケアラー」の定義を追加するといいいのではないか。 第3条の(5)で「ヤングケアラー(ここでは18歳未満を指す)に対する支援の必要性」を掲げるとともに、(6)において「ケアラーの年齢等の変化に応じて支援が適切かつ切れ目なく行われるように」としていることは意義がある。 <p style="text-align: right;">など</p>	3	第2条第2号において、若者ケアラーの用語の意義に関する記載を追加したうえで、第3条第6号で、年齢、境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化の代表例として、ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行を想定していることがより明確になるよう、文言を追加しました。
3	【ヤングケアラーへの支援】 <ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養う重要な時期であることを明記してはどうか。 ヤングケアラーの支援に当たっては、本人がまだ子どもであることを考慮して、慎重にその意思を尊重していくことが大切であると思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	3	御意見の趣旨を踏まえ、ヤングケアラーへの支援に関し配慮すべきことなどについて前文や本則に盛り込みました。
4	【ケアラーの自己実現】 <ul style="list-style-type: none"> 「自分らしく健康で文化的な生活」はケアラーだからではなく、一人の人間としての基本だということを当事者のみでなく社会で認識していけるように。 「健康で文化的な・・・」という文言はそもそも憲法で保障される基本的人権であるため、必要ないと思う。 	2	憲法上の保障にとどまらず、「自分らしく」健康で文化的な生活を営むことができるようにという趣旨を強調して規定しています。

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
5	【ワーキングケアラーへの支援】 ・ ヤングケアラー支援については、第3条に示されているが、ワーキングケアラー支援については触れられていない。	1	ワーキングケアラーをはじめ、前文で言及したケアラー以外にも多様な背景を持ったケアラーが存在していると認識しております。第3条において、各ケアラーへの支援について個別には明記していませんが、全てのケアラーが本条例の対象です。
6	【その他】 ・ 第3条第2号の「家族等」や同条第3号の「言語等」など、定義なく「等」が使用されている箇所が多い。 ・ ケアラーには精神的な支援が必要。支援の具体的な内容には触れずとも、そういった支援が受けられることがわかるような文言にしてほしい。 など	6	今後の社会の変容によりケアラーやケアの要因も多様化することが想定されるため、そのような場面でも機能する条文とするため、「等」を付しています。 支援の方法については、第3条第4号において「あらゆる支援」と記載しており、経済的支援も含め、個々のケアラーの意向や実態に合わせ適切な支援が行われるよう規定しています。

(4) 第4条（本市の責務）について（8件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	【施策の実施主体】 ・ 本市の責務と記載があるが、市のどの部署が実務を担っていくのか、不透明な表現と感じる。 ・ 「本市」とは、誰のことなのか。責務の所在を明らかに示してほしい。 など	4	施策により実施主体（所管部署）が様々であり、所管部署の固有名詞までをも明記することは条文上なじまないため、「本市」と記載しておりますが、実際の施策の実施主体は、市長において他の条例や規則等で定められ、適切に施策が執行されるものと考えております。
2	【施策の進め方】 ・ 京都市が実態把握することが努力義務では、姿勢が弱腰ではないか。 ・ 「協議体の設置」や「ケアラー支援に関する総合的推進計画の策定」と明記すべきではないか。 など	3	実態把握については広範な施策の実施の場面の中で適宜行っていくこととなりますが、本市とケアラーとの関わり方も個々の事例によって様々であり、あらゆる場面で一律に義務とすると、かえって適切・効果的あるいは迅速な施策の実施に支障をきたす場合もあり得ると考えられることから、努力義務としています。 また、協議体の設置や計画の策定については、第11条及び第12条で規定しています。
3	【その他】 ・ 連携先に学校等を含めなくてよいのか。	1	学校等は関係機関に含まれます。

(5) 第5条（市民等の役割）について（3件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	<p>【市民の役割のイメージ】 市民はケアラー支援のためにどのようなことをすればよいのかをよりイメージしやすくするため、「日常的にコミュニケーションをとり、良好な人間関係を築くなど、ケアラーが周囲の助けを必要としたときに、安心して頼ることができるような環境作りに努めるものとする」など、条例とは別に周知してはどうか。</p>	1	条例の趣旨を踏まえた具体的な施策に関する御提案として、参考とさせていただきます。
2	<p>【その他】 ・ ケアラーの方への寄り添いにつながる文言として「理解」だけではなく、「配慮」に類似する文言を入れた方がいいのではないか。 ・ 第5条に第2項として、「市民はケアを受けることになる前後に、終末期に、ケアラーが当惑することがないよう、人生会議やエンディングノートに取り組むことに努める。」を追加してはどうか。</p>	2	御意見については、前文や本則において盛り込んでいます。

(6) 第6条（事業者の役割）について（4件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	<p>【事業者の取組】 ・ 事業者や事業所で働く従業員も、京都市や民間支援団体等と積極的に連携し、情報を得る中で講習会・セミナーを受講し、ワーキングケアラーに関心を持っていただきたい。 ・ ワーキングケアラーの仕事と介護、看病の両立を促進するために、介護休暇の取得、残業時間の短縮、時間外労働の是正を考える必要がある。</p>	2	事業者におけるケアラー支援の推進に関する御意見として、参考とさせていただきます。
2	<p>【ワーキングケアラーへの支援の明確化】 ・ 事業者の役割として、ケアラー全般への配慮が必要になっているが、第8条の学校の役割がヤングケアラーの支援を中心としているように、事業者はワーキングケアラーの支援を中心にするべきだと思うので、支援対象者を明確化した方がよいのではないか。</p>	1	事業者が取組を進めるための施策に関する御意見として、参考とさせていただきます。
3	<p>【その他】 そもそも、事業者は普段から京都市や関係機関と密接に連携していると思うので、事業者の役割のところに、「ケアラー支援に関して」などの文言を付け加えてはどうか。</p>	1	平素から本市と密接に連携していただいている事業者の皆様にも、ケアラー支援に関しても更なる連携をお願いしたいと考えています。

(7) 第7条（関係機関の役割）関係（2件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	<p>【関係機関の取組】 ・ 関係機関の役割あるいは市の責務として、各部署の窓口対応職員、あるいは委託事業を行う事業所職員への研修を実施すべきではないか。 ・ 関係機関と関係機関に勤める職員はその社会的責任を自覚し、日常業務や個々のケース対応を検討、改善を図り、研修に参加できるような業務体制が必要。</p>	2	関係機関が取組を進めるための施策に関する御意見として、参考とさせていただきます。

(8) 第8条（学校等の役割）関係（7件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	<p>【ヤングケアラーの範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象がヤングケアラーとなっているが、成年に達しているものでも、ケアラーとしての生活の結果高校生になっているものもある。こういったケアラーを対象から外してはならない。 大学、専門学校にも支援体制が必要なことを明確にすべき。 など 	5	<p>ヤングケアラーの用語の意義は、「おおむね18歳未満の者」と規定しており、高校生については、18歳以上であっても本条例における「ヤングケアラー」として、学校等による支援の対象として取り扱われるべきものであると考えています。</p> <p>大学生等については、若者ケアラーの用語の意義の説明を第2条に追加し、本条例の支援対象であることをより明確にしました。</p>
2	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の役割は、努力義務ではなくて、義務とするべきではないか。 など 	2	<p>学校等とヤングケアラーとの関わり方は個々の事例によって様々で、学校等の役割は生徒等のケアラー本人の意向や家庭環境に配慮しつつ行われるべきであり、あらゆる場面で一律に義務とすべきでない場合もあり得ると考えられることから、努力義務としています。</p>

(9) その他第4条～第8条関係（4件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	<p>【肯定的な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援の輪が幅広く、繋がりのある、分かりやすい内容を期待している。 行政、関係機関の役割は重要である。 	2	—
2	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体の責務を記載すべき。 など 	2	<p>本市については責務、他の主体については役割として規定しています。民間支援団体は、市民等に含まれるものと考えています。</p>

(10) 第9条（ケアラー支援に関する基本的施策）について（8件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市会の考え方
1	<p>【肯定的な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ケアラーが周囲のものと変わりなく生活を行えるように考えられていると思う。 ケアラーが就労、就学、休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合に、一時的にケアを提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する施策はとても重要である。 など 	3	—
2	<p>【潜在的ケアラーの把握に関する施策】</p> <p>ケアラーを拾い上げる施策についても規定してほしい。</p>	1	<p>第4条第2項において、支援が必要なケアラーの早期把握について規定しています。</p>
3	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済的な支援も含めて、ケアラーを支える文言を明記してほしい。 ケアラーのアセスメントやサービス提供についても基本施策に盛り込むことが望まれる。 など 	4	<p>御意見の趣旨については、前文や本則に盛り込んでいます。</p>

(11) 第10条（広報及び啓発）関係（4件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	【条例制定後の周知】 ・ 広報、啓発はしっかりすればいいと思う。 ・ 条例成立後、市民に広く知らせることが重要。 など	3	条例の趣旨を踏まえた具体的な取組に関する御提案として、参考にさせていただきます。
2	【ケアラーのプライバシーへの配慮】 ケアラーであることを知られたくない人も数多くいるはずなので、そういう人たちへの配慮も必要ではないか。	1	第3条第4号、第5号に規定するとおり、ケアラー本人の意向やプライバシーに配慮しながら把握や支援を行う必要があると考えています。

(12) 第11条（施策の実施体制の整備）関係（4件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	【計画の詳細】 施策を推進するための計画を策定するに当たって、計画の内容（基本方針と具体的な施策、その他）を明記することが必要。 など	2	御意見の趣旨を踏まえ、計画の内容について規定した第2項を追加しました。
2	【肯定的な意見】 推進計画は不可欠である。	1	—
3	【その他】 「市長は、推進計画を定めるに当たって、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。」や「市長は、推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。」などの条項を追加すべき。	1	計画の策定に当たって当事者の意見を聴取する協議の場の設置に関しては、第12条に御意見を反映しました。計画の公表については、執行機関において適切に実施されるものと考えております。

(13) 第12条（施策についての協議の場）関係（13件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	【協議の場への当事者参加】 ・ 協議の場には、ケアラー当事者に出席してもらうことが必要。 ・ 推進計画を策定する協議の場への当事者参加を明記してほしい。 など	9	計画の策定や施策の実施状況の共有を行う協議の場において、当事者の意見を聴取することを明記しました。 また、第2項として、協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めることを追加しました。
2	【協議の場の設置】 条例を定めた後の体制として、調査検討の場を継続的に持つことが大事だと思う。現場の声を聞き、それを実際の対応につなげていくような協議の場が必要。 など	3	協議の場の設置については、第12条に規定しています。
3	【その他】 条例が制定された後も、条例が適正に運用され、ケアラーやケアを受ける方の生活の質が向上しているのか、健全な社会生活が送れているのかを確認しつつ、引き続き協議を続けていただきたい。	1	条例の趣旨を踏まえた具体的な施策に関する御提案として、参考とさせていただきます。

(14) 第13条（財政上の措置）関係（3件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	【財政上の措置を実施することへの意見】 <ul style="list-style-type: none"> 効果的な財政措置は重要である。 関係機関や民間支援団体等に財政支出を行うのであれば、その支出の有効性や透明性に関して、厳格な審査や調査、情報の公開を本市に義務付けるべき。 など 	3	執行機関が財政上の措置を実施するに当たっては、審査や調査、情報公開などが適正に行われたうえで、効果的な事業・施策が実施されるものと考えております。

(15) その他第10条～第14条関係（6件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	【計画の策定から見直しまでの流れ】 <ul style="list-style-type: none"> 第11条、第12条で推進計画の立案、実施、評価、見直しの流れを明らかに記載するべき。 計画の見直しの頻度や期間を明示すべきである。 	5	第12条第2項として、協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めることを追加しました。計画の見直し等についても、実効性のあるルールに沿って適切に運用されるものと考えています。
2	【義務の表現】 京都市が主語である条文について、義務規定として規定することはできないのか。	1	本市とケアラーとの関わり方は個々の事例によって様々であり、あらゆる場面で一律に義務とすると、かえって適切・効果的あるいは迅速な施策の実施に支障をきたす場合もあり得ると考えられることから、努力義務としています。

4 その他条例全般、ケアラー支援に係る施策等に関する意見 計 199件

(1) その他条例全体に関する意見（42件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	【条例に期待する】 <ul style="list-style-type: none"> 条例の制定に賛成する。 ケアラー支援条例の成立が、孤立しているケアラーの人たちへの呼びかけになるように努力してもらいたい。 京都が全国の見本となれば良いと思う。 この条例を基に様々な制度ができ、安心して介護を人に任せられ、ケアラーが自分を取り戻せる日々が増えれば良いと思う。 など 	19	本条例の制定を契機に、本市が既に行っている施策を含めたケアラー支援の更なる推進につなげてまいります。また、条例をきっかけにケアやケアラーに対する社会的理解が進むよう、周知に努めてまいります。
2	【条例は不要】 <ul style="list-style-type: none"> やるべきではない。 条例に具体性がなく、条例として制定する理由が見当たらない。 市が既に行っている社会福祉施策を継続する事で良いと思われる。 など 	7	

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
3	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則中の「本市」が具体的にどこを指すのかを明記すべき。 ・ 全体に努力義務が多すぎて、この条例を制定する意味合いが弱くなっている。 ・ 条例とは別に、京都市として具体的にいつまでに何を行うかを明確にしてほしい。 など 	16	<p>施策により実施主体（所管部署）が様々であり、所管部署の固有名詞までも明記することは条文上なじまないため、「本市」と記載しておりますが、実際の施策の実施主体は、市長において他の条例や規則等で定められ、適切に施策が執行されるものと考えております。</p> <p>本市とケアラーとの関わり方は個々の事例によって様々であり、あらゆる場面で一律に義務とすると、かえって適切・効果的あるいは迅速な施策の実施に支障をきたす場合もあり得ると考えられることから、努力義務としている規定もあります。</p> <p>施策の具体的な周知に関する御提案については、参考にさせていただきます。</p>

(2) ケアラー支援施策等に関する意見（157件）

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	<p>【ケアラー支援の窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口を行政区に設置してほしい。 ・ 相談、支援の窓口を一本化してほしい。 ・ 親や兄弟が亡き後に当事者が困った時に何でも相談できる窓口がほしい。 など 	23	<p>ケアラー当事者の立場からの御意見などについては、条例案の検討の参考とさせていただきました。</p> <p>また、具体的な施策の御提案については、参考とさせていただきます。</p>
2	<p>【ヤングケアラーへの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係者の理解を高める必要がある。学校等に過度な負担が掛からないよう、対応方法については、関係機関からの学校への支援・情報提供を検討すべき。 ・ 教員や学校関係者だけでケアラーである児童生徒の支援に当たることには限界があるかもしれない。事業者、関係機関、民間支援団体の協力や連携も必要だと思う。 ・ 京都市の学校にも他の当事者と交流できる「カフェ」のような居場所を作ってほしい。 など 	23	
3	<p>【ケアラー支援の広報・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語情報提供に加えて、ぜひ「やさしい日本語」での情報提供もしていただきたい。 ・ 具体的にどのような方がケアラーかを事例を基に周知してしていくことが大事。 など 	16	
4	<p>【計画の策定・見直しや施策の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、ケア当事者とケア支援者の声を何度も聞きながら、支援団体の皆さんと継続して審議し、当事者に寄り添った支援をしていかないとこの条例を作った意味がない。 ・ 財政的な裏打ちを持ったうえで、当事者団体に任せるのではなく、市としてしっかりとした計画・政策を立て、実施してほしい。 ・ 定期的に施策内容の進捗状況を市民に発表してほしい。 など 	10	

区分	主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
5	【経済的支援の必要性】 <ul style="list-style-type: none"> 生活するためには経済的支援も必要。 介護（ケア）に関する費用、介護を受ける者とケアラーの生活を支える費用（生活費）が円滑に使える制度が必要。 など 	8	
6	【事業者、支援団体への支援】 <ul style="list-style-type: none"> 事業者の従業員に対する配慮や情報提供等の必要性は大きい。事業者の取組の促進をお願いしたい。 など 	4	
7	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ケアラーが疲れた時に、逃げ込める居場所がほしい。 ケアラー支援の大きな課題の一つは、支援団体がケアを必要とする人とつながることができないことである。 社会全体でケアラーをケアするというのであれば、市として介護職員や教職員を増やすためにお金を使っていたきたい。 実態調査を行うに際しては質問項目や分析方法等に関して事前に当事者等の意見を聴くようにしていただきたい。 ケアラー同士が交流し、支え合う活動は今後の課題として取り組まなければならない。 など 	73	